

参考純率関連の統計データ誤りへの対応について

損害保険料率算出機構

当機構では、自動車保険、火災保険、傷害保険などの損害保険契約について、会員会社が支払いを行った保険金（以下、「支払保険金」といいます。）および収入した保険料（以下、「収入保険料」といいます。）についてデータの報告を受け、その報告データに基づいて、それぞれの保険の参考純率^(注)を算出しています。

このたび、自動車保険および傷害保険について、会員会社からの過年度の報告データに一部誤りがあったことが判明し、当機構が集計している統計について、一部訂正の必要が生じたので、以下のとおりご案内いたします。

1. 対応の経緯および参考純率水準への影響

①2011年6月～9月上旬

- ・会員会社1社から、2010年度の傷害保険のデータについて、当機構に報告した支払保険金データに一部報告漏れがあったとの連絡がありました。
- ・当機構では、当該会員会社に対して、報告データ誤りの具体的内容・原因についての調査・報告を求めました。
- ・当該会員会社において、詳細調査および他の保険種類の追加調査を実施した結果、報告データ誤りは、データ作成に関するシステム設計上の誤りによるもので、過年度に遡って同様の誤りがあったこと、また、自動車保険の報告データについても支払保険金データの一部報告漏れがあったことがわかりました。なお、当該会員会社では、既に、当機構へのデータ報告に関する改善策を講じています。

②同年9月中旬～10月

- ・当機構は、金融庁に本件の報告を行うとともに、すべての会員会社に対して、2010年度の自社報告データについての再確認を依頼しました。
- ・その結果、傷害保険において、他の会員会社1社から、当機構に報告する必要のない収入保険料データが混入していたとの連絡がありましたが、その他の保険種類については、誤りがないことを確認しました。

③同年11月

- ・当機構理事会において、本件に関する上記の経緯・調査結果について確認を行いました。

本件報告データ誤りの内容は以上のとおりですので、算出時点で適正なデータ報告がなされていた場合と比べて、現行の自動車保険および傷害保険の参考純率の水準が、本件報告データ誤りの結果、高く算出されていたという状況にはありません。なお、今年度の参考純率の水準検証にあたっては、補正した報告データに基づいて行ってまいります。

2. 公表統計の訂正

本件報告データ誤りが統計に与える影響は、全体では、自動車保険の場合、支払保険金統計の1%以下、傷害保険の場合、支払保険金統計の2%以下・収入保険料統計の約1%です。

これにより、公表統計である「損害保険料率算出機構統計集」と「自動車保険の概況」について、一部訂正が生じるため、訂正表を作成します。訂正表は、年度末を目指して現在準備中です。完成次第、当機構のホームページに掲載いたしますので、ご確認ください。

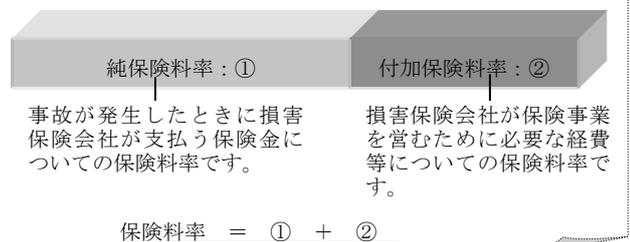
3. 再発防止に向けた今後の取り組み

当機構では、今回の事態を重く受け止め、再発防止に向け、今回報告データ誤りのあった自動車保険および傷害保険について、会員会社と連携してより詳細なデータ確認を行えるよう、チェック体制の強化を図るとともに、全ての保険種類を対象に会員各社に対してデータ報告に関する社内点検の徹底を要請してまいります。

今後とも、信頼性の確保に向けより一層努力してまいりますので、当機構業務に対しまして、ご契約者の皆様をはじめとする各位のご理解とご指導・ご支援をお願いいたします。

以上

(注) 参考純率とは…
損害保険の保険料率は、「①純保険料率」と「②付加保険料率」からなっています。
当機構はこのうち、参考純率として「純保険料率」を算出しています。会員会社は、この純保険料率を参考にしたうえでこれを修正し、あるいはこの純保険料率を用いずに独自に純保険料率を算出することができます。



◇本件に関するお問合せ先◇

総務企画部 広報グループ (担当：中島・田辺)

TEL 03-6758-1353